

食品安全委員会（第243回会合）議事次第

1. 日時及び場所

平成20年6月19日（木） 14:00～
大会議室

2. 出席委員（7名）

見上	彪	（委員長）
小泉	直子	（委員長代理）
長尾	拓	
野村	一正	
畑江	敬子	
廣瀬	雅雄	
本間	清一	

3. 議事

- (1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
 - ・農薬 2品目（ポジティブリスト制度関連）
 - ①メトラクロール
 - ②フルミオキサジン
 - （厚生労働省からの説明）
- (2) 農薬専門調査会における審議状況について
 - ・「1-ナフタレン酢酸」に関する意見・情報の募集について
 - ・「アセタミプリド」に関する意見・情報の募集について
- (3) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について
 - ・添加物「亜塩素酸水」に係る食品健康影響評価について
 - ・清涼飲料水「亜塩素酸」に係る食品健康影響評価について
 - ・清涼飲料水「二酸化塩素」に係る食品健康影響評価について
 - ・食品衛生法第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質「アスコルビン酸」に係る食品健康影響評価について
 - ・飼料添加物「L-アスコルビン酸ナトリウム」に係る食品健康影響評価について
- (4) 食品安全関係府省緊急時対応基本要綱等の改正について
- (5) その他

4. 配布資料

- (1-1) 食品健康影響評価について
- (1-2) 「メトラクロール」の食品安全基本法第24条第1項及び第2項に基づく食品健康影響評価について
- (1-3) 「フルミオキサジン」の食品安全基本法第24条第2項の規定に基づく食品健康影響評価について
- (2-1) 農薬専門調査会における審議状況について〈1-ナフタレン酢酸〉
- (2-2) 農薬専門調査会における審議状況について〈アセタミプリド〉
- (3-1-a) 添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈亜塩素酸水〉
- (3-1-b) 添加物評価書 亜塩素酸ナトリウム（第2版）
- (3-2) 清涼飲料水に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈亜塩素酸〉
- (3-3) 清涼飲料水に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈二酸化塩素〉
- (3-4) 食品衛生法第11条第3項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（対象外物質）に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈アスコルビン酸〉
- (3-5) 飼料添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈L-アスコルビン酸ナトリウム〉
- (4-1) 食品安全関係府省緊急時対応基本要綱等の改正の概要について
- (4-2) 食品安全関係府省緊急時対応基本要綱等の改正事項と該当部分

(4-3) 食品安全関係府省緊急時対応基本要綱等の一部改正による新旧対照表

(4-4) 食品による危害に関する緊急時対応基本要綱（平成20年4月23日食品危害情報総括官会議申合せ）

(4-5) 食品による危害に関する緊急時対応実施要綱（平成20年4月23日食品危害情報総括官会議幹事会申合せ）